

資料 3 有識者からの意見・質問等

- 森山構成員
- 中島構成員
- 伊藤構成員

第21回「基本計画策定・推進専門委員等会議」における意見・質問について

森 山 博

1 番号51、52、53、160において

「性犯罪被害者に対する迅速かつ適切な支援の提供」「支援体制の充実」「ワンストップ支援センターの設置促進」の項目で、厚労省、内閣府(犯被)(男女)で案文が出されているが、各省庁が連携して具体的にワンストップ支援センター促進に向けての行動計画があらわれていない。

第19回会議において、内閣府(男女)から、「各地方公共団体に新たに作りたい、或いは既存のセンターの機能を強化したいという計画を出していただいて選ばせていただいた事業について、その経費をお出しするということを取組を行っている。」との説明を受けているので、「国はワンストップ支援センター設置促進のため、各地方公共団体に働きかけて、各地の支援センターを倍増する具体的な取組を行う」程度の計画案を出していただきたい。

2 番号108について

「被害児童からの事情聴取における配慮」の項目において、「警察等の関係機関」とあるが、これは「医療機関・福祉機関」も含んでいるのか、いわゆる「司法面接」と理解してよいのか。

3 番号149について

「告訴に対する適切な対応」の項目において、法務省の計画案文となっているが、警察庁の計画案文も同様に示されるのではないかと。

以上

第3次犯罪被害者等基本計画案文についての意見

国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所

中島聡美

1. 数値目標の設定が望ましい項目

以下の項目については実効性を高めるために数値・期限目標を設定することを検討していただければと思います。

- 1) 16（警察庁）司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置→ 第2次基本計画からの引き続きの施策であることから、「〇〇年をめどに全国の都道府県警察において実施することを目標とする」など期限目標を定める
- 2) 39（文部科学省・厚生労働省）犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進 → 第1次基本計画からの引き続き事項であるが、中々進展していない視察であることから、「〇〇年までに〇%の医学部で取り入れることを目標とする」などの目標を定める。
- 3) 48（警察庁）警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実 → できるだけ全都道府県の警察に配置していただきたい施策であることから、「〇〇年をめどに全国の都道府県警察において実施することを目標とする」など期限目標を定める

2. 内容の検討を要する項目

- 1) 35（厚生労働省）被害回復のための休暇制度の周知・啓発 → 中々普及しない理由として、被害者がこの制度を知らないことにあると考えられる。企業側だけでなく、被害者がこの制度について知ることのできるパンフレットをHP等を利用して、見ることができるようにしたり、また、警察や地方自治体、被害者支援団体のパンフレットに積極的に紹介することを促すなどの施策を検討していただければと思う。
- 2) 109（法務省）ビデオリンク等の措置の適切な運用 → 現在でもしばしば、被害者の方から、「ビデオリンクは児童にしか適応しない」、「複数の組み合わせ（遮蔽とビデオリンク等）はできないと言われた」など、適正とは思えない運用についての訴えをきくことがある。証人保護のプログラムが適正に実施されているのかについて実態の調査を行うことを含めてはどうかと思われる。
- 3) 236（内閣府）一般国民に対する効果的な広報啓発の実施 → HPやSNS等ITを用いた広報についても言及してはどうかと思われる。

3. 質問

- 1) 157(50)（厚生労働省）性犯罪被害者対応における看護師等の活用 → 重要な施

策と思うが、具体的にどのように啓発していくのかご教示いただきたい。また、ここでいう、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等とは、どのような人を指しているかについてもご教示いただければと思う。

- 2) 184 (文部科学省) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実 → 「加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、**適切な者**が相談等の窓口になるよう十分配慮する。」とあるが、ここでの「適切な者」とは具体的にはどのような人を指しているのか。また案文に例示しておいたほうが、実効性は高くなるのではないかと思われる。
- 3) 旧番号 191 (厚生労働省) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究 → 削除とあるが、今後も厚生労働科学研究で実施していく予定はないのか。災害等ともあわせて研究すべきテーマではないかと思われる。また、文部科学省において、科研費研究で暴力の防止や被害者支援に関するテーマを取り上げていく予定はないかご検討いただきたい。

「第2次犯罪被害者等基本計画と新たな基本計画における案文との対比」に対する意見（新たな基本計画における案文等関連部分の一部抜粋）

新番号 (再)	旧番号	新たな基本計画における案文			意見
		項目	施策	担当省庁	
55	54	犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等	内閣府において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。	内閣府（犯被）	臨床心理士会に限定なさっている理由をおきかせ下さい。内閣府において、臨床心理士会に限定せず、他の職能団体（日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本看護協会等）に犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する生活支援専門職の養成及び研修の実施は促進できないでしょうか。被害者支援では点の部分の支援のみでなく、面の支援が必要です。被害者等が福祉の制度を利用できれば生活再建の目途がたつことがあるが、その福祉の制度活用にあたって、それらをコーディネートする福祉専門職に犯罪被害者等についての理解がないため見過ごされてしまう現状があります。
150	141	地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進	内閣府において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発行等を通じて、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を提供するとともに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の機能の充実を要請する。また、政令指定都市の区役所における犯罪被害者等への対応については、区役所に一般的な区民相談窓口が設けられていることを踏まえて、当該相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請する。	内閣府（犯被）	総合的対応窓口の機能の充実のためには、具体的にどのような要請を考えているのかご教示ください。地方公共団体において職員が数年おきに異動になることはやむを得ないとしても、国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士、難しい場合は社会福祉主事等を有した者を配置するなど、児童・高齢・障害者などの保健福祉業務に従事している者を対応に当たらせるよう体制を組むことはできないでしょうか。福祉の制度や法律に精通し相談支援業務にあたったことのある者をその対応に当たらせることが望まれます。
152		地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化	内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援分野における社会福祉士や臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。	内閣府（犯被）	「犯罪被害者支援分野における社会福祉士および精神保健福祉士、ならびに臨床心理士等の専門職の活用」として頂きたい。生活支援を行う相談支援専門職の国家資格としては、社会福祉士のほかに精神保健福祉士があります。現場ではそれら双方の有資格者がその専門性を活かして活動しています。
154		地方公共団体間の連携・協力の促進等	内閣府において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。	内閣府（犯被）	市町村の連携・協力の促進を図るための具体的方策をご教示ください。充実した支援を行う上で欠かせない事例検討を都道府県および市町村において促すことはできるでしょうか。犯罪被害者等の生活を支えようとしたときに様々な部署が絡んでくるため、被害後の生活にかかわる庁内外の関係者が一堂に会し、支援の方向性を決定していくことが必要になると考えます。被害者にとっては、同じ役所内であったとしても様々な部署を回ることは非常に困難で負担の大きいプロセスになるため、庁内外の情報が共有され、対応されることが不可欠だと考えます。
新番号	新番号	地方公共団体の社会福祉専門職活用による充実した支援体制の検討	—	内閣府（犯被）	近年、高齢者、障害者分野においてケアマネジメントの手法が用いられ、対象者が望む生活を実現するための支援が行われています。そのケアマネジメント手法を、他機関連携が不可欠な犯罪被害者支援分野にも応用することが有効であると考えます。地方公共団体において、犯罪被害者等支援体制の整備促進事業の一つとして、ケアマネジメント・モデル事業実施の促進及びその効果の検証を行うことを提案します。（ケアマネジメントについては資料1、2 参照）
199	181	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。	法務省	被害者は関係機関を紹介するだけでは支援に結びつかないことが多い。犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターには、幅広い専門的知識とネットワーク構築力、社会資源開発力等が必要です。コーディネーターとして専門性を有した社会福祉士及び精神保健福祉士を配置することは、法テラスによる被害者支援の充実に結び付くと考えます。この専門職配置についてご検討ください。また、コーディネーターによるケアマネジメント手法を用いたモデル事業を実施し、その効果を検証することをご検討いただけないでしょうか。（ケアマネジメントについては資料1、2 参照）
新番号	新番号	社会福祉士・精神保健福祉士養成カリキュラムの変更について	—	厚生労働省	犯罪被害者等支援について、社会福祉士及び精神保健福祉士のカリキュラムに盛り込む見直しのご検討をいただけないでしょうか。本資格の教育カリキュラムの改訂は、厚生労働省のもとに省内ワーキングチームが作られ検討されると聞いています。本来は被害者支援を含む「司法福祉」の新たな科目設置が望ましいが、当面は、「更生保護制度」のシラバスに指定養成施設の基準および国家試験出題基準となるシラバス（大項目、中項目、例示としての小項目）の中に入れることが現実的と考えます。